

税源移譲及び地方の法人課税のあり方（偏在是正）の論点について

1 国の動向

【経済財政諮問会議 財政改革の基本方針2007（19年6月19日）】

- ・財源における地方の自主性を高めるため、国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しの一体改革に向け地方債を含め検討する。
- ・法人二税を中心に税源が偏在するなど地方公共団体間で財政力に格差があることを踏まえ、地方税の在り方や国と地方の間の税目・税源配分（地方交付税を含む）の見直しなど、地方間の税源の偏在を是正する方策について検討し、その格差の縮小を目指す。

【地方分権改革推進委員会「地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方」（5月30日）】

- ・国と地方の役割分担の徹底した見直しを行い、地方の担う事務と責任に見合った地方税財源の充実確保等の観点から、税源配分の見直しをはじめとする地方税財政全体の抜本的改革を進めなければならない。それにより、分権型社会にふさわしい地方の税財政基盤を確立する。その際、地域間の財政力格差の縮小をはかり、どの地域に暮らしていても勇気と希望がもたらされる豊かな自治が実現される仕組みにするとともに、東京等に税源が偏在している状況も念頭に置く必要がある。
- ・国と地方の役割分担等を徹底して見直し、分権型社会にふさわしい国から地方への思い切った税源移譲を推進。その際、地方税財源の充実確保、地域間の税収偏在の是正などの観点から、税源移譲、国庫補助負担金、地方交付税等の税財政上の措置のあり方について一体的に検討し、地方債を含め分権にかなった地方税財政制度を整備

【財務省（新聞報道等）】

- ・政府・与党は10日、地方法人二税（事業税・住民税）の配分方法を見直す方針を固めた。事業所数や従業者数に応じた現行基準を見直して、自治体の人口を加味するなど進出企業が少ない地方への配分を増やす方向で検討する。
- ・法人二税を地方の共同税としたり、国税として徴収し地方譲与税の形で再配分したりする案も浮上している。（以上、10月11日日本経済新聞）
- ・移転案は財務省が総務省に提案したもので、現行の法人二税の分割基準を見直し、新たに都道府県ごとの人口や従業者・事業所数などの指標を加えることで実現する。
- ・07年度の東京都の標準税収は、標準的な行政サービスに必要な基準財政需要を約3兆円上回っており、1兆円規模の移転は可能と財務省はみている。愛知県や大阪府なども含めると大都市圏から地方へ1兆数千億円が移るとの試算がある。（以上、10月14日朝日新聞）

【「地方と都市の共生」プログラム（増田総務大臣11月8日）】

○地方税改革の方向

- ・国と地方の役割分担（歳出比国4：地方6）を踏まえ、税源配分の見直しを行い、当面、国と地方の税収比1：1を目指して地方税を充実。
- ・その際、地方消費税の充実などにより、税収が安定的で偏在度の小さい地方税体系を構築。

○偏在是正の方法＝税源交換を基本に検討

- ・偏在度の小さい地方消費税と偏在度の大きい地方法人二税を交換。（当面、消費税の地方交付税分を地方消費税へ、地方法人二税を国の法人税の地方交付税分に、それぞれ一部移管することを中心に検討）
- ・国の消費税1%分（2.6兆円）を地方法人二税と交換した場合
東京都△約3,000億円 愛知県△約800億円 等
- ・偏在是正により生じる財源（交付団体が税収増に減少する地方交付税）を活用し、地方交付税の特別枠を確保。

2 地方団体の動向

【全国知事会議（7月13日）】

○税源移譲

- ・当面、国税と地方税の税源配分5：5を目指すべき
この場合において、税収動向を踏まえると、6兆円程度の税源移譲が必要となる。
- ・税源の移譲に当たっては、対象税目を偏在度の少ない税目、具体的には地方消費税、住民税とする。
（・国庫補助負担金等の削減の見合いで税源移譲を行うという三位一体改革で行われた手法には、多くの知事から、疑問が出された。）

○税源移譲に当たっての地域間の調整

- ・6兆円程度の税源移譲が、地域間格差をより一層拡大させ、かえって地方自治を衰退させる懸念もあることから、税源移譲と税源の偏在調整は不可分のものとして行う必要がある。
- ・ただし、この場合において、税財源の調整が優先され、地方分権の推進が地方間の水平調整に置き換えられることにより、都市圏と地方圏の間の争いに矮小化されないよう強く求めるものである。
- ・地方税の税目については、可能な限り税源偏在の小さい仕組みとなるよう検討を行うとともに、国と地方の税源構成及び地方交付税原資の税目について見直しを行う。
- ・移譲財源の調整の問題については、各自治体の共通財源と位置づけ、調整する仕組みの構築について検討を行う。

○地方交付税の総額確保と「地方共有税」の導入

- ・財源調整・財源保障機能の堅持、税源移譲を踏まえた地方交付税の法定率の見直し等、総額の確保

- ・国の特別会計に直接繰り入れ等を行う「地方共有税」の導入

【関東地方知事会議「地方財政に関する緊急提案」(11月7日)】

- ・地方の財政的な自立のために必要な財源の確保策としては、自治体間の対立をもたらすような法人二税の再配分といった手法をとるのではなく、地方税財源総額を拡充させることにより、疲弊している地方を活性化すべきである。
- ・国においては、地方交付税総額の復元・拡充を図るとともに、地方税源の充実に向け、消費税に係る国と地方の配分割合の変更や税率引き上げを含めた抜本的な検討に直ちにはいるよう強く要望する。(地方から消費税の増税を初めて言及)

【全国知事会議(11月13日)】

- 地方交付税総額の復元・充実等
 - ・減らしすぎた地方交付税の復元など実質的な行政経費の充実
 - ・地方財政計画への地方の財政需要の適切な算入
 - ・地方財政計画における投資的経費(地方単独事業)の削減阻止
 - ・地方交付税法定率の適正な見直し
 - ・政策的な経費に対する別枠での新規の財源措置
- 地方消費税を中心とした偏在性の少ない地方税体系の構築
- 法人二税の配分見直し論と格差是正の問題
 - ・法人二税の一部を一旦国が徴収し譲与税的に配分する見直しは、法人といえども地域社会の一員であること等を考えれば、地方分権に逆行するものであり、認められないこと。
 - ・税源偏在是正を国が今後、税込中立で行う場合には、地方税制小委員会の緊急提言に基づき、地方交付税原資としての税目の見直しと合わせて行い、偏在性が大きく税収の変動が大きい法人二税の一部と消費税の一部交換により消費税を拡充することを基本として検討すべきであること。
 - ・いかなる格差是正策も、地方交付税の復元を合わせて行わない限り、地域間格差の是正にはつながらないものであること

【東京、神奈川、大阪、愛知4都府県の緊急アピール(11月13日)】

- 「地方交付税の復元・充実」でまとまること
- 「地方法人二税の実質国税化の断固反対」でまとまること
- 「税源移譲の推進」でまとまること(地方法人二税と消費税の交換及び地方交付税の特別枠については、その効果を検証する必要があり、現時点で判断すべきでないこと)

2 税源移譲及び偏在是正のあり方について

【論点】

- (1) 国税と地方税の税源配分を5：5とする税源移譲をどのように実現するのか。
- (2) 税源移譲に当たっての地域間の調整をどのように行うのか。
- (3) 偏在是正のため、税源移譲と切り離して行おうとする税源交換をどのように評価すべきなのか。
- (4) 地方交付税の財源調整・財源保障機能をどう確保するのか。

(1) 国税と地方税の税源配分を5：5とする税源移譲をどのように実現するのか。

① 6兆円規模の税源移譲が必要

税源移譲のシミュレーションのイメージ

地方消費税を1%→2.5% (約3兆8千億円)	} この組合せが基本
住民税を10%→12% (約2兆3千億円)	

② 税源移譲の財源をどうするのか。

○国庫補助金負担金の見直し

次のような見直しを全国知事会で検討しているが、国庫補助負担金の削減見合い分の税源移譲（税込中立）には限界がある。（※1）

- ・全国知事会が提言した3.2兆円の国庫補助負担金の一般財源化のうち、税源移譲に結びつかなかった約2.5兆円
- ・全国知事会のプロジェクトチームにおける積み上げ
- ・地方支分部局の整理・移管

※1 国庫補助負担金の削減見合い分の税源移譲をした場合、不交付団体での財源増加分（税源移譲による増加税込と国庫補助金削減額の差）相当額の地方交付税の増が必要となる。（富山県試算で5.9兆円の税源移譲で約8,500億円）

○地方交付税の復元等

三位一体改革で、地方交付税が5.1兆円（※2）削減されており、この復元、充実すべきではないか。

※2 三位一体改革による3兆円の税源移譲の際、地方交付税の法定率が引き上げられずに生じた地方交付税原資9,600億円が含まれている。

○税源移譲と併せて行う税源偏在是正

○消費税の増税等

(2) **税源移譲に当たっての地域間の調整をどのように行うのか。**

① 税源交換による交付税原資の入替え（別紙1～別紙5参照）

地方法人課税と地方消費税（又は住民税）との税源交換

神野「分権改革のネクスト・ステージ」地方税2006.2

金澤「三位一体の改革から分権改革のサード・ステージ」地方財政2006.2

② 税源交換の規模、法人二税のうちどの部分を行うべきか。

・消費税1%相当分は約2.5兆円であり、地方の法人二税の（約7.5兆円：都道府県分約5.5兆円、市町村分約2兆円）の3分の1相当額となる。

・応益課税として定着している法人事業税は、交換の対象としてよいのか。

・法人事業税について、都道府県税において都市的財政需要を賄う税制としての位置づけはできないのか。（市町村税においては、事業所税、都市計画税がある。）

・税率設定が地方に委ねられている法人二税を縮小し、税率変更ができない地方消費税を拡大することにより、地方団体の課税自主権が縮小する恐れはないか。

③ 法人事業税の外形標準課税の割合を高める。（別紙6参照）

④ 分割基準の見直し

⑤ その他

(3) **偏在是正のため、税源移譲と切り離して行おうとする税源交換をどのように評価すべきなのか。**

（別紙7、別紙8参照）

(4) **地方交付税の財源調整・財源保障機能をどう確保するのか。**

・地方交付税の復元、充実

・地方共有税の導入

・現行法定率の堅持、拡大

等々